

(準) 指導員検定受験者推薦規程 (板橋区スキー協会)

1 目的

板橋区スキー協会の指導者の充実と資質の向上をはかるためにスキー界の先達者として模範となる者を受験者に推薦し、この規定をもうける。

2 協会推薦及び推薦条件

本協会の推薦を受けるためには次の各事項の条件を具備していなければならない。

- (1) 全日本スキー連盟検定規格に該当すること。
- (2) 本協会に在籍し、本協会において全日本スキー連盟技術章の一級または準指導員を取得し、人格技量共に本協会の指導員として適格者であり、スキーに情熱を持っていること。
- (3) 本協会会員としての義務を果たし、本協会事業には積極的に参加していること、又は参加する見込みのあること。
- (4) 新たに本協会に加盟した者は加盟後満2シーズン会員として義務を果たした者。
- (5) 準指導員受験においては一級取得後満2シーズンを経過した者とする。
また、受験前年度本協会主催の一級研修会に参加し模擬検定においてその技量の合格点が7割以上の得点を得た者であること（従って次年度受験者、希望者は必ず参加すること）。
- (6) 指導員受験においては、前年度本協会主催の指導員研修会に必ず参加した者であること。
- (7) 各クラブから推薦された準指導員受験候補者の中から前記各事項を具備している者を選び、理事会においてそれを審議し承認し、本協会会長名をもって東京都スキー連盟及び全日本スキー連盟に推薦する。
- (8) 会長が準指導員受験者候補にふさわしいと認めた場合は、上記、(3)、(4)、(5)、(6)の各事項を具備しなくても推薦することができる。

3 推薦候補者申込み

受験者希望者は、本協会に所属するクラブ責任者の「(準)指導員受験候補者推薦願い」をもって本協会に申し込むこと。

4 要件

本協会会長の推薦を得て準指導員検定会に参加する受験者は下記の事項を満たさなければならない。

- (1) 理論研修会全日程の過半数以上出席すること。
- (2) 合同練習会全日程の過半数以上出席すること。
- (3) 資格取得後も、本協会の行事に積極的に参加し、十分貢献できる者であること。

5 推薦取消

以上の規定に違反した場合には理事会に計り推薦の取消をする。

但し、正当な利用の届け（書面）がある場合はその状況により考慮することもある。

6 その他

本規約に関する最終決定は理事会にあるものとする。

昭和43年	9月	6日	理事会
昭和47年	9月	5日	理事会
昭和49年	9月	6日	理事会
昭和50年	9月	20日	理事会
昭和51年	2月	18日	理事会
昭和53年	10月	20日	理事会
昭和61年	10月	3日	理事会